

各社会福祉施設等の長 様

京 都 府 健 康 福 祉 部 長

死亡野鳥に関する通報の協力依頼及び家きんの感染予防対策
の徹底について（依頼）

平素は、本府の健康福祉行政について格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、香川県、兵庫県等において、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出されたことを受けて、本府では「京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部」を設置しています。

つきましては、貴社会福祉施設等（高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等）におかれましても、下記事項について御協力・御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 死亡野鳥に関する通報について

社会福祉施設等において、①死亡野鳥が発見された場合及び②利用者から死亡野鳥の異常な状況の情報が寄せられた場合は、各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課、京都林務事務所等へ通報（通報先は、資料 1 を参照）してください。

なお、死亡野鳥が発見された場合は、資料 2 を参照してください。

2 家きんの感染予防対策の徹底について

鶏、アヒルをはじめ鳥類を飼っている社会福祉施設等については、防鳥ネット等により鶏小屋等の飼育施設に野鳥・野生動物が入らないよう措置が講じられているかどうかを再点検してください。

なお、鳥類を飼っている社会福祉施設等は、資料 3 を参照してください。

担当	健康福祉総務課 企画調整係 宮村、小川
電話	075-414-4563

死亡野鳥等調査に関する連絡先

死亡野鳥等調査について不明な点がございましたら、以下の連絡先へ御連絡ください。

なお、以下に記載の基準以外の死亡野鳥や交通事故等による死亡野鳥は回収・検査しておりませんので、一般焼却物としての廃棄となります。

< 関係機関連絡先 >

山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0774-21-3212
南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0771-22-0426
中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0773-62-2593
丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0772-62-4310
京都林務事務所林務課	tel. 075-451-5724
京都府農林水産部農村振興課	tel. 075-414-5022
近畿地方環境事務所野生生物課	tel. 06-4792-0706

< 検査を実施する死亡野鳥の基準：対応レベル 3 >

- ① 検査優先種 1 (1 7 種) 死亡野鳥 1 羽から対応
ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、コクチョウ、コブハクチョウ、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、ヒドリガモ、キンクロハジロ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、マナヅル、ナベヅル、ユリカモメ、オオタカ、ハヤブサ
- ② 検査優先種 2 (1 1 種) 死亡野鳥 1 羽から対応
マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ、オオバン、オジロワシ、オオワシ、ノスリ、クマタカ、フクロウ
- ② 検査優先種 3 (6 3 種) 死亡野鳥 3 羽から対応
カモ目カモ科、カイツブリ目カイツブリ科、ツル目ツル科、チドリ目カモメ科、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目のリスク種1,2以外全種。参考に、府内で見られる種のみ以下に記載
サカツラガン、コクガン、ツクシガモ、アカツクシガモ、オカヨシガモ、ヨシガモ、アメリカヒドリ、カルガモ、ハシビロガモ、シマアジ、コガモ、オオホシハジロ、アカハジロ、シノリガモ、ビロードキンクロ、クロガモ、ホオジロガモ、ミコアイサ、カワアイサ、ウミアイサ、コウライアイサ、アカエリカイツブリ、ミミカイツブリ、ハジロカイツブリ、タンチョウ、アネハヅル、ミツユビカモメ、ズグロカモメ、アメリカズグロカモメ、ウミネコ、カモメ、ワシカモメ、シロカモメ、セグロカモメ、キアシセグロカモメ、オオセグロカモメ、コアジサシ、セグロアジサシ、アジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジサシ、ミサゴ、ハチクマ、トビ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、ウスハイイロチュウヒ、アカハラダカ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ケアシノスリ、カタシロワシ、イヌワシ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、トラフズク、コミミズク、チョウゲンボウ、アカアシチョウゲンボウ、コチョウゲンボウ、チゴハヤブサ、カワウ、アオサギ
- ③ カラス、スズメ、ハト等、その他の野鳥
同一場所で 5 羽以上もしくは 3 日間以内に計 5 羽以上の死亡から対応

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。
また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、
お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後
には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する
必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエ
ンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、
野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞
を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行って
ください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避
けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の
接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

家きんの高病原性鳥インフルエンザ感染予防対策 ～鶏、アヒルなどを飼っている皆さんへ～

1 防鳥対策

- 野鳥と接触しないように、鶏舎内で飼いましょう。
 - ・放し飼いは、感染の危険度が非常に高くなります。防鳥ネット（網目2センチ以下）で鶏舎内に野鳥が入らないようにするとともに、ネットの破れがないかどうか、再点検をお願いします。
- 餌を鶏舎周辺のこぼさないようにしましょう。
また、餌は、密閉容器で保管しましょう。

2 飲水対策

- 水道水を与えましょう。
 - ・雨水、川水等は、ウイルス・細菌に汚染されている危険性があります。

3 野生動物・衛生害虫対策

- 野生動物の侵入防止や衛生害虫の駆除をしましょう。
 - ・イタチ、ネズミ等の野生動物、ハエ、ゴキブリ等の衛生害虫が、鶏舎内にウイルスを持ち込む危険性があります。また、わずかな隙間が獣害につながります。

4 人による伝播対策

- 踏み込み消毒槽や消石灰の周辺散布により、ウイルスを鶏舎内に持ち込まないようにしましょう。
- 車のタイヤ等を消毒しましょう。
- 部外者の鶏舎への立ち入りを制限しましょう。
- 動物を触った後は、手洗い・うがいをしましょう。

5 連絡先等

- 飼養している鶏、アヒルの羽数、健康状態等を記録しておきましょう。
- 異常がみられた場合には、直ちに各家畜保健衛生所へ連絡願います。
 - ・電話は、夜間・休日も転送されますので、連絡可能です。

<連絡先>

京都府山城家畜保健衛生所	電話	0 7 7 4 - 5 2 - 2 0 4 0
京都府南丹家畜保健衛生所	電話	0 7 7 1 - 4 2 - 3 3 0 8
京都府中丹家畜保健衛生所	電話	0 7 7 3 - 2 5 - 1 8 6 0
京都府丹後家畜保健衛生所	電話	0 7 7 2 - 4 3 - 1 1 2 5

* 出典

京都府丹後家畜保健衛生所「家畜衛生情報」（平成28年度N0.15） 平成28年10月発行